

# 買受人奨励金交付基準

## (目的)

第 1 条 この基準は、大一青果田原地方卸売市場業務規程第 3 5 条の規定に基づき、買受人に対し買受人奨励金交付の必要を認めた場合に交付に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (買受人奨励金)

第 2 条 買受人奨励金とは、卸売代金の期限内の完納と卸売代金の早期支払を奨励するため、会社が認めた買受人に支出する定率交付金をいう。

## (交付対象)

第 3 条 買受人奨励金交付の対象は大一青果豊橋地方卸売市場業務規程に基づく買受人とし、以下に該当するものについては交付しない。

- ① 各期末において在籍しないもの
- ② 諸口の買受人

## (交付率)

第 4 条 買受人奨励金の交付率は回転日数を基準に定める。

2 回転日数の算出方法は、上半期 4 月 1 日～9 月 30 日、下半期 10 月 1 日～3 月 31 日までの期間とし、算式は次の通りとする。

回転日数 = 請求金額 ÷ 請求金額累計

※ただし、請求金額累計には、休市日及び買高のない日は含まれない。

等級	回転日数	交付率
A	0～1.24	1.5%
B	1.25～1.74	1.0%
C	1.75～2.24	0.5%
D	2.25～2.74	0.1%

## (算出)

第 5 条 買受人奨励金の算出にあたって算出期間の在方買高に、第 4 条に定める交付率を乗じた金額とする。

買受人奨励金 = 在方買高 × 交付率

2 買受人奨励金が 100 円未満の場合は支払わないものとする。

## (消費税額等)

第 6 条 買受金奨励金の計算にあたっては、消費税等を含めない金額を基礎とし、交付の際は算出された金額に所定の消費税率を乗じた金額を加算して交付する。

(交付金算定期間及び支払期日)

第 7 条 買受人奨励金交付にあたっての算定期間は、上期計算期間 4 月 1 日～9 月 30 日、上期支払期日 10 月末日まで、下期計算期間 10 月 1 日～3 月 31 日、下期支払期日 4 月末日までとする。

(買受人奨励金交付の方法)

第 8 条 買受人奨励金交付は、原則、買受人口座へ入金するものとする。

この基準は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。